

(3) 最高裁判所庁舎内での異動が生じた場合の取扱い

最高裁判所庁舎内での異動（ただし、同一執務内での異動は除く。）については、原則として、当該職員が異動前に使用している職員貸与パソコンを異動先に持参して継続使用してはならない。